

請 求 の 趣 旨

- 1、被告らは、原告に対し、連帯して金61,251,000円及びこれに対する平成25年11月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2、訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 はじめに

本件は、理学療法士の資格取得を目指して被告医療法人高寿会（以下、「被告高寿会」という。）が設置、経営する理学療法士の養成校である近畿リハビリテーション学院（以下、「近畿リハ学院」という。）の学生であった亡大野輝民^{てるひと}（昭和49年1月4日生、以下、「亡輝民」という。）が近畿リハ学院から指定されて派遣された実習先である被告医療法人一裕会（以下、「被告一裕会」という。）が設置、経営する辻クリニック（以下、「辻クリニック」という。）において実習中、過度に過重な報告書の作成作業や理不尽な叱責を含むいじめを受けたことによる心理的負荷及び、それに対し近畿リハ学院が適切な対応を懈怠したことにより、心身の健康を損ない自殺に至ったことについて、亡輝民の妻である原告が被告らに対し共同不法行為に基づき連帯して亡輝民の死亡による損害及び原告固有の損害と、これらに対する訴状送達日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

第2 当事者

1 原告について

原告は、亡輝民の妻である（甲1）。

原告は、亡輝民と平成20年10月13日に婚姻した。原告と亡輝民の関係は良好であり、将来に向けて自宅の改装を予定するなどしていた。

2 亡輝民について

亡輝民は、昭和49年1月4日生であり、死亡した平成25年11月30日当時39歳であった。

亡輝民は、高校卒業後就職をしたが、複数の転職を経た後、手に職をつけようと理学療法士の資格を取得することを決意して平成22年4月に近畿リハ学院に入学した。

近畿リハ学院は3年制であり、平成22年4月に入学した亡輝民は本来平成25年3月に卒業する予定であった。ところが、3年生の実習中であった平成24年9月20日に実習のための勉強等で心身ともに限界が生じて健忘が生じ、自身でも状況が分からないまま1日間失踪して近畿リハ学院と連絡が取れなかったことを理由に近畿リハ学院が再実習を認めず、単位不足により1年間留年をして平成26年3月に卒業予定であった。

亡輝民の性格は真面目で勉強熱心であったことから、近畿リハ学院での成績は優秀で学級委員長を務めるなどしており、平成26年3月に予定されていた卒業後の就職先は既に内定していた。

ところが、亡輝民は、平成25年11月29日、実習先の辻クリニックから失踪し、翌30日に神戸市須磨区にある須磨浦公園内にて縊死した。なお、死体検案書（甲7）には、亡輝民の死亡推定時刻が「平成25年11月30日午後1時頃」となっているが、原告は同日の午前中に兵庫県警から亡輝民が亡くなっていることの連絡を受けたことから、死亡推定時刻は「午後1時」ではなく「午前1時」の誤記であると推測される。

3 被告について

(1) 被告高寿会について

ア 被告高寿会について (甲2)

被告高寿会は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする社団であり、附帯業務として近畿リハ学院の経営を行っている (甲2)。

イ 近畿リハ学院について

近畿リハ学院は、学生が理学療法士の資格を取得することを目的とした専門学校である。

亡輝民の近畿リハ学院における1年生時の担任教員は[]氏 (以下、「[]」という。)、2・3年生時の担任教員は[]氏 (以下、「[]」という。)、留年時の担任教員は[]氏 (以下、「[]」という。)であった。

亡輝民の担任教員のうち、現在も近畿リハ学院に在籍中の者はいない。

また、近畿リハ学院のホームページによると、平成26年3月卒業生の理学療法士国家試験合格率は昼間部が96.6%、夜間部が100%と記載されている (甲10)。しかし、実際には亡輝民のように留年する者が多数おり、入学から3年間で卒業して試験に合格する者の割合はホームページで記載されている数字より大幅に少ないものである。

(2) 被告一裕会について

ア 被告一裕会について (甲3)

被告一裕会は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする医療法人である。

イ 辻クリニックについて

辻クリニックは、平成9年に大阪市住吉区に開院し、西洋医学と東洋医学の融合をテーマに総合医療を目指す、内科・循環器科・消化器科・リハビリテーション科・整形外科・ペインクリニック・在宅医療を診療内容とする医療機関である。

亡輝民の実習時、実習生の指導に当たる係である「バイザー（実習指導者）」は、理学療法士の[REDACTED]氏（以下、「[REDACTED]」という。）であった。

第3 亡輝民の近畿リハ学院入学から死亡までの経緯

1 入学から3年生の実習までの経緯（平成22年4月～平成24年9月）

亡輝民は、社会人経験を経て36歳のときに平成22年4月に近畿リハ学院の第二理学療法学科（3年制・夜間部）に入学した。

成績は優秀で1年生の後半からは学級委員長を務めていた。

近畿リハ学院では1年生時から実習があり、亡輝民の1年生～2年生時の実習先は、以下のとおりである。亡輝民は、以下の実習を何ら問題なく終了させている。

① 1年生時

平成23年3月14日～同月18日まで [REDACTED]

② 2年生時

平成23年8月 1日～同月12日まで [REDACTED]

平成24年2月13日～3月 9日まで [REDACTED]

2 3年生時の実習での出来事（平成24年9月20日～21日）

（1）実習中の失踪

近畿リハ学院では、「第Ⅲ期総合実習」として、3年生時に2か月間、協力先の病院に生徒を派遣し、実習を行わせており、その履修が卒業の要件と

なっている。

亡輝民は、平成24年9月3日から11月19日の予定で[REDACTED]に実習に行った。同実習先は、近畿リハ学院以外の学校の生徒も実習生として受け入れていたが、近畿リハ学院で同実習先に実習に行ったのは亡輝民が最初であった。亡輝民は、同実習先は、平成23年6月から実習生が一度も合格したことがない病院であると聞かされていた。

亡輝民は、実習に備えて勉強し過ぎたのが徒となって同年9月20日、睡眠不足による心身の疲労が原因で健忘が生じ、1日間行方不明となってしまった。

- (2) 失踪が実習中の負荷により生じた心理的健忘のためであり、近畿リハ学院が実習について亡輝民と相談して進める必要があることを医師から注意されていたこと

失踪中の出来事については、亡輝民自身もよく覚えていない様子であったが、平成24年10月17日に、[REDACTED]を受診した。

そして、医師から当時の状態について「心因性健忘の疑い」と診断され、同クリニックから同月31日付けで近畿リハ学院にその旨の診療情報の提供がなされた(甲4)。

当該診療情報提供書(甲4)には、「平成24年9月中、実習とアルバイトで十分睡眠もとれず、過労状態となっており、一時的に上記が生じたものと思われまます。現在の負荷が減った状態では、病的と判断される精神状態は認められません。実習については、負荷が大きくなりすぎないように、相談しながら進めていかれるとよいのではと考えます。(下線部は原告代理人らによる。)」と記載されており、実習の負荷が過大とならないよう亡輝民と近畿リハ学院で相談をする必要があることが明記されていた。

なお、診療情報提供書には、亡輝民が実習中にアルバイトも行っていたかのような記載があるが、実際には実習に入る前の同年7月末にアルバイトは

辞めていたため、過労状態の原因は実習のみであった。

(3) 実習の単位が取得できず、留年が確定したこと

亡輝民は、平成24年10月23日、妻の父と共に近畿リハ学院に赴き、平成24年度中に再度の実習の機会を与えてくれるよう依頼した。

しかし、近畿リハ学院では、一律に実習中に1日でも学生と連絡が取れなかった場合は実習の単位取得を不可とする取扱いとしているとのことで、亡輝民は必須科目である当該実習の単位の取得ができず、留年が確定した。

このとき、近畿リハ学院の学院長は妻の父に「4年制の学校に入学したと思って、私に大野君をもう1年預らせてください。立派に卒業させますから。」と述べたことから、妻の父も近畿リハ学院が亡輝民の性格傾向を理解の上、次年度の実習については十分配慮して実習をさせてくれるものと納得した。

(4) 亡輝民が始末書等を近畿リハ学院に提出していること

亡輝民は、この失踪について、平成24年9月24日付けで状況を説明した報告書(甲8)、同年10月23日付けで「この事により、実習先の関係者のみな様、学校の先生方、家族など、多くの方々に大変な迷惑、心配を掛け深く反省しております。」等の記載した保護者と連名の始末書(甲12)及び次の実習に先立って「万が一、身体的・精神的問題が発症し中断せざるを得ないような状況が発生した場合、私とその保護者は一切の責任を負い、近畿リハビリテーション学院に御迷惑をかけることはありません。」等と記載した誓約書(甲13)を近畿リハ学院に対し提出した。亡輝民は、実習途中で失踪してしまったことについて非常に気にし、翌年の実習についても大きな不安を抱えていた。

(5) 亡輝民がその後の実習先に気に入られて卒業後就職をすることが内定していたこと

亡輝民は、平成24年11月5日から同年12月21日まで